

府 共 第 8 1 3 号
警察庁丙生企発第 134 号
法務省秘企第 44 号
雇 児 発 1226 第 1 号
平成 25 年 12 月 26 日

都 道 府 県 知 事 殿

内 閣 府 男 女 共 同 参 画 局 長

警 察 庁 生 活 安 全 局 長

法 務 省 大 臣 官 房 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく
「基本方針」について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号）による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 2 条の 2 第 1 項（法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととされており、本日付け官報において告示されたところである。

法第 2 条の 3 においては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）について、都道府県は、基本方針に即して当該都道府県における基本計画を定めなければならないこととされており、また、市町村（特別区を含む。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県が定める基本計画を勘案して、当該市町村における基本計画を定めるよう努めなければならないこととされており、法第 28 条の 2 において同条の規定を準用することとされている。

都道府県においては、現行の基本計画の見直しに当たられるとともに、管内の市町村、関係機関及び関係団体に基本方針の周知徹底をお願いする。